

平成29年度第4回政務活動費のあり方検討会 議事録

日時 平成30年2月2日(金)

午後1時28分～午後2時25分

場所 議事堂 7階 第2委員会室

出席者

・検討会委員

横野 昭(座長)、松尾 茂(副座長)、泉 英之、舎川智也、江西照康、島 隆之、
金井毅俊、成田光雄、橋本雅雄、村石 篤、高田重信

・事務局

議会事務局長、議会事務局次長、庶務課長、庶務課 主幹、課長代理、主査、主任

・傍聴人(一般)

一般2人

・報道関係

議事録

※発言を一部整理して掲載しています…議会事務局

横野座長： 若干ちょっと時間が早いのですが、委員全員が揃われましたので、ただいまから、政務活動費のあり方検討会を開会いたします。まず、本検討会の傍聴について、お諮りいたします。本日、〇〇君ほか1名から傍聴の申し込みがありますので、これを許可することにご異議ありませんか。

参加委員： 異議なし。

横野座長： それでは、〇〇君他1名の傍聴を許可することに決定いたしました。本日は、報道機関よりテレビカメラ等の撮影の申し出がありますので許可します。報道機関の方に入ってもらってください。

ここで、報道関係の皆さんにあらかじめお願い申し上げます。本日は多くの報道機関の方がお見えになっておられますので、取材スペースが非常に狭くなっております。委員や説明員の席に近づきすぎたり、委員や説明員の後ろにまわって撮影をするなど、行き過ぎた行為は円滑な検討会の運営の妨げになりますので、節度を守った取材をされますようお願いいたします。

本日は、社会民主党議員会から、東議員に代わり、村石議員が出席されております。

また、本日の議事録の署名委員に成田委員、橋本委員を指名いたします。

これより、協議事項に入ります。本日の協議事項は、お手元に配布のとおりでございます。

最初に、運用指針の改善について、協議したいと思います。昨年度策定した新たな運用指針に基づき、今年度、各会派で政務活動を行っているところでありますが、実際運用してこられて、あるいは第三者機関などからの指導を受けてこられて、指針の内容や手続きをより適正な方向に見直す事項について、皆さんと協議し、指針のレベルを向上させていかなければならないと考えております。事前に事務局を通して、政務活動費を申請している各会派にご意見等を伺っておりますが、それらを含めた内容を資料としてお配りしてあります。まずは、お手元に配布した資料に従い、事務局から一括して説明させます。

金井委員： 座長。そのまえに、一言。

横野座長： はい、金井委員。

金井委員： 今、説明のありましたとおり、運用指針の使用している会派に説明を求めたということを、私は一般の市民から、その締め切りである1月17日の深夜に聞きました。それまで、私が委員であるにもかかわらず、この運用指針の改善についてのお話が、一言も座長及び事務方から説明がありませんでした。このことについて、説明を求めます。よろしく申し上げます。

横野座長： はい。このことについては、昨年2月のあり方検討会で決定し、代表者会議でこの運用指針を概ね決めまして、4月から適用するという形で進めております。その段階で、金井議員と大島議員の所属している会派は、政務活動費を使わないという話でありましたので、現在、公認会計士さんのもとに提出されています各政務活動費の申請の途方のことについて、取扱上、何か不備があるか無いか、皆様のご意見をお伺いしたわけでありまして、もし、そのことで、例えば、金井さんと大島さんの会派の方から、「いや、ここも直してほしい」という要望があれば、改めてまた会議を開くことも可能でありますから、それを言わなかったからといって、じゃあ、という話ではないと私は思います。座長として足りなかったかもしれませんけれども、私自身は、現在使っている皆さん方の運用の中身について、直すところは直しましょうということを提案したわけですから、そういう趣旨でひとつご理解をいただきたいと思います。

金井委員： 座長。

横野座長： はい、金井委員。

金井委員： もう1点。この、今日開かれる会議の前、6月の時点で、事務局長が私の部屋へ来まして、このあり方検討会の総まとめとして、全会派と一緒に情報を共有すると、全会派でこれを運営していただきたいと、少なくとも3月31日まではそのような方向でやりますと。維新さんもフォーラム38さんも同じく協力してほしいと。この情報を共有すること、それ、すなわちが政務活動費を申請されなくてもあなた方の財産でありますと。市議会全体、そして事務局もひとつになって改革に進みましょう、開かれた議会にしましょうという局長さんの意見が、私の間違いで無ければ、あったと思います。それを確認した上で、事務方から連絡が無いということは、非常に、私は考えたこともないくらいおかしいことだと思いますが、いかがですか。皆さん、意見…。

江西委員： 座長。

横野座長： 江西委員。

江西委員： 座長のほうから、実際に政務活動費を使ってみての不具合ですとかのいろんなことを、何かありますかということ、あくまでも聞かれたわけです。それに対する情報を、私たちも、他の会派の皆さんが何を言われたかを、初めて今日、情報を共有する、そういった場であると思います。情報の共有が漏れているとは思いませんし、何しろ、その使い勝手、私どもが使ってきたなかで、本当に早急にこれを直してほしいと思うところは、使っている会派の皆さん、それぞれお持ちだと思うんですね。早急にその話題に対する議論を始めていただきたいと思います。こういった精神論的なものは、金井さんが何に怒っているのかはわかりませんが、この場でいま初めて情報を共有してスタートするものだと思いますから、議事に早く入っていただけないかと思います。

村石委員： 座長。

横野座長： 村石委員。

村石委員： 私から言わせていただきます。この検討会を始めるときは、やはり一つは丁寧な議論、丁寧な議論を行っていくということを考えれば、私は会派にどうい
う改善点があるか、検討してくださいということを聞いたときに、てっきり全ての
会派に言っているという具合に解釈いたしました。ただ、金井委員が言ってい
るのは、17日の夜には少なくとも知ったわけですから、知った後に、翌日18
日でも19日にでも、当然、座長や事務局に対して、何で私のところに連絡して
こないのかということを行うことが、それがお互いの意思疎通を良くしていくこ
ともになると思うのです。私に言わせれば、そういうことを踏まえた上で、先ほ
ど座長が言われたように、金井さんの会派や大島さんの会派で改善する要望
があれば、今からでも座長が受け付けると言っているのですから、そういうこ
とがあれば出すということで、これ以上いろいろ言っても仕方が無いと私は思
います。

金井委員： はい。

横野座長： 金井委員。

金井委員： メールを受けた時点で、私は、このメールは偽メールだと思っていました。本
当にこういうことがあるということを信じておりませんでした。事務局から連絡
が無いなんていうことは、考えてもいませんでした。それから、雪の関係もあり
まして、下旬になって、私どもの提案としてはこういうものがありますよというこ

とは、座長のほうに、1月31日には伺いました。しかしながら、それは、改善という運用以外のことでしたので、受けてはいただけませんでした。我々はやっぱり費用も負担しているし、この会の委員であるし、少なくともその情報あるいは連絡というものは、あってしかるべきなのです。議会、委員会というものはそういうものであるはずなのに、それがなされてなくて開かれること自体が、これは問題ではないかと思っただけなのです。具体的な細かい中身については、それはいろいろ、それぞれの会派であるかも分かりませんが、全体の富山市議会としてのたち位置、そして議会の丁寧な進め方、これについては異論があるということをお願いしたい。今後、このようなことが、もしあるとすれば、市民の信頼もないし、議会、委員会そのものの尊厳もなくなると思います。これが一番怖いと思います。私は、自分に宛てたメールは信じていませんでした。こういうことがあるとは、考えても見ませんでした。実際ありました。これが問題だということを行っています。皆さん、それについて…。

橋本委員： よろしいですか。

横野座長： 橋本委員。

橋本委員： この委員会こそがあり方検討会でございます。この委員会の中での発言を妨げるものではない。ただ、今までやったのは、使ってみて、この指針に何か問題があるかどうか、そういったアンケートでございまして、このアンケートに関して、知らされなかった、知らせなかったと、そういう問題は、あまり、私は問題にならないと思っています。何かあれば、この委員会が発言の場でありますから、金井委員は、何かあればこの場でおっしゃるべきじゃないかなと。アンケートに関しては、それは使ってみて何かあるかということだから、当然分

からないじゃないですかね。そう思いますので、この場で議論を進められたらいいんじゃないかと思っています。

横野座長： 松尾副座長

松尾副座長： 私も副座長という立場で責任を負っている立場として、金井さんの、その、要望ですよ、そういった要望としてはしっかりと受け止めさせていただいて、これからまた、事務局ともしっかりとお話をしながら、しっかりと進めていきますので、その点、よろしく願いいたします。

参加委員： 議事進行。

横野座長： それでは、お手元に配布した資料に従い、事務局から一括して説明させます。

庶務課長： 着席で説明させていただきます。改善事項の検討について、ナンバー順に説明いたします。まず、No.1について、運用指針の10ページをお開きください。こちらにつきましては、第三者機関の事前承認を得ないとまがない政務活動の実施について定めているところがございます。そちらのAにつきましては、基本的には、そういった場合でも会派内の審査のみで進めていくということが書いてありますが、イの箇所では、そういったいとまも無いほど緊急を要する場合は、会派における会長等の役員への口頭了承で実施することができるものと規定しております。この場合でも、議員個人の活動でないことを証するために、口頭了承を行った旨の経緯書を作成しておくことというふうに記載しているところではありますが、これを「経緯書を作成し、後日、審査書に添付する」と

いう改善案の提案でございます。こちらにつきましては、そういった審査書に添付することによって、第三者機関、そして事務局のほうへ目が通るということで、手続きの明確化を図るという提案でございます。

続きまして、2番につきましては、運用指針の9・10ページでございますが、政務活動費を充当する事業の実施及び支出を承認するための会派内の意思決定手続きを記載しているものでございます。10ページの(3)まででございますが、そのあとに(4)として、電話代や新聞代、リース使用料など定期的に支払いがある事務費等について、年度初回のみ事前審査をし、以後、事前審査を省略できる項目を追加してはどうか、当然2回目以降の事後審査書の添付書類を簡素化するというところでございます。これにつきましては、事務レベルでは、当初運用レベルでは周知済みで、現在も運用を行っているということでございます。そのものを具体的に申しますと、インターネットの使用料、会派控室の固定電話使用料、データベースの使用料、会派控室の新聞購読料、加除式書籍の追録代、自宅での2紙目の新聞購読料については、現在も運用しているところでございますので、これにつきましては、重大な手続きでございますので、この運用指針に手続きを明記して、手続きの明確化を図るという提案でございます。

続きまして、No.3を説明いたします。運用指針の19ページをお開きください。先進地視察、要請及び陳情活動等の項中で、必要な添付書類のところに「旅費計算書」が出てきます。これにつきましては、様式10ということで、定められた様式で作成をさせていただいているところですが、その適正な旅行金額を証するため、インターネットの路線図情報等を添付すべきではないか、してはどうかという提案でございます。これにつきましても、この政務活動費の適正化に資するものと考えております。

続きまして、No.4でございますが、運用指針の20ページをお開きください。

機器リース使用料の項目の中で、添付しなければならない書類の項目に「備品台帳(リース物品も購入に準じ管理)」とありますが、この項目を削ってはどうかというご提案でございます。これにつきましては、リース物品についても、当然、十分・適正な管理が必要ではございますが、当初の契約に基づき、適切に執行されれば可であると考えられており、市でも、実際はこういった台帳での管理はやっておりませんし、一般的・社会通念上の観点から、削ってはどうかという提案で、手続きの見直しに係る提案でございます。

続きまして、No.5を説明いたします。運用指針の37ページをお願いいたします。35ページから44ページにかけては、会計費目別支出基準を定めているところでございます。37ページのタクシー利用について、ご提案がありました。1つは、「2キロメートル以上の区間において」という項目を削って、新たに要件に「効率的である場合」を追加してはどうかというご提案でございます。この2キロメートル以上という、現在、距離の制限と、公共交通機関がない場合、極端に利便が悪く行程の遂行に支障がある場合、こういった制限がかかっておりまして、この場合のみ、タクシーを使えるということになっております。ご意見としては、例えば、泊りで視察に行く場合、それなりに荷物を持参しており、真夏であれば、2キロ歩くのも汗だくになったりするというご意見や、逆に冬であれば、降雪時に2キロ歩くのは大変重労働であるというご意見、そして、不慣れな土地での視察だと、2キロ離れているかどうか分からないというご意見・ご感想から、こういったご提案をされております。また、その要件に新たに「効率的である」というものを加えるということにつきましては、こういったものを加えることによって、少ない時間で、時間的短縮が図られるなどの効率的なことによって、多くの視察地を回ることも可能ではないかという趣旨からのご提案でございます。当然、このご提案が採用されるということであれば、何らかの特記事項等で理由を明記していただく必要があるかと考えております。こ

れにつきましては、手続きの、運用の見直しということでございます。

続きまして、最後、6番目でございますが、運用指針の46ページをお願いいたします。こちらにつきましては、政務活動費の会計処理に関する事項を定めているところであります。こちらのところに、昨年度の議論の中で結論が出ておらず、保留になっていた部分でございますが、そういった事に関する提案がありました。政務活動費の会計処理に、「クレジットカードの決裁は認めない」旨の文言を追記してはどうかというご提案であります。現在、拠りどころである運用指針に、クレジットカードの使用についての文言が記載されていないので、やはり迷っておられる会派がおられるということであろうかと思えます。これにつきましては、結論が出れば手続きが明確化されるものと考えております。

続きまして、(2)記載事項の修正ということで、主に見ていて分かりづらいところの修正でございます。1番目につきましては、運用指針の18ページをご覧ください。政務活動費の充当に係る基本的な考え方、要は、案分に関する支出の考え方が書いてありますが、文章が非常に分かりづらい状況になっておりますので、趣旨は変更せずに修正してはどうかという修正案でございます。昨年度、29年2月17日のあり方検討会の座長から議長への報告内容には、指針の策定に当たっての基本的な考え方が示されております。その中では、1件ごとの活動状況に応じ、全額支給か、1/2の按分率を適用するか、又は支出を認めないとするかを適用し、審査することとされており、この肝心要の部分の分かりにくい状況になっていることから、文章等を整理して見やすくしたらどうかという提案でございます。

2番目につきましては、記載漏れと書いてありますが、指針の20ページをご覧ください。機器リース使用料の箇所でございますが、こちらにつきましては、現在は該当する区分として、資料作成費となっております。当初は、資料作成

費のみを想定していたと思うのですが、実際運用しますと、事務費に関しても機器リース使用料が出てくるという実態がございますので、こちらに、資料作成費の下に事務費を加えるという修正案でございます。

最後に、3番目、誤字を訂正するものでございます。運用指針の47ページを見ていただきたいのですが、表の②のところ、市政報告会の字が間違っておりますので、資料に記載のとおり、直すということでございます。そして、直前になりまして、もう1つ追加で訂正が見つかりましたので、合わせてお願いいたします。17ページをお願いいたします。④でございますが、「後援会の参加のための旅費」と書いてある箇所の「後援会」が、講師を招く「講演会」にしなければならないところ、「後援会」となっているので、これを訂正したいと思います。説明は以上です。

横野座長： それでは、今、事務局から説明があったのですが、1項目ずつ確認していきたいと思います。まず最初に、1番目の経緯書の作成について、「経緯書を作成し、後日、審査書に添付する」と修正したい、これについて、ご異論はどうでしょうか。よろしいですか。異議なしでよろしいですか。

泉委員： 1つよろしいですか。

横野座長： はい。

泉委員： 前回の、使われた中で、事務局から指摘があったのですが、その中に、会派代表者、若しくは会計責任者の判子を貰ってくださいという指摘があったものですから、その辺ははっきりしておいたほうがいいんじゃないかなと思います。この中身ですが。

横野座長： 今の泉委員の発言では、逆に、経緯書をつけるということについては、会派が責任を持つということからすれば、会長の印を貰うか貰わないかということなんですが、そのあたり、どうでしょうか。会派が責任を負うという形であれば、経緯書だけ添付するといったら、誰が認めたのかということになるのですが、会派の会長の印をつけるという形で統一しますか。その確認だけ。どうですか。

泉議員： 若しくは会計責任者と書いてあったんですけど。

舎川委員： 後日ということじゃないですかね、今回は。後日ということなので、会派の会長で良いんじゃないかと思います。慌てて会計責任者にいたるということよりも、後日なので、会長に貰うというのがベストではないかと。

横野座長： そうしたら、例えば、折衷案で大変失礼なんですけれども、会長、又は会計責任者の、どちらかの印を押す、確認をするということによろしいですか。

参加委員： はい。

横野座長： では、それで一つお願いします。次、2番目にいきたいと思います。それでよろしいですね、1番目は。

参加委員： はい。

横野座長： じゃあ、2番目にいきます。2番目は、今現在、公認会計士さんの方からチェックした段階で、こういった事については当初に契約を結んでしまうから、逆に

言えば、事前審査書を絶えず付けてくるコピー代のことを考えると、こういったものについては、幾分、事後でできるんじゃないだろうか。要するに、契約を結んでしまうものについての支出方法ですよね、それについては、良ければそういう形はどうだろうかという、2回目以降の事後の審査の添付書類には事前審査を付けなくても良いということなんですが、それはこれでよろしいでしょうか。

参加委員： 異議なし。

横野座長： では、これはそれで行きたいと思います。

次、3番目であります。先進地視察におけるインターネットの路線図の情報等についてであります。これについては、例えば、旅行会社で出してもらうケース、あるいは、東京往復であればインターネットで出したもので添付するというので、そういう表現であります、それでよろしいでしょうか。

参加委員： 異議なし。

横野座長： 3番目は、それでいきたいと思います。

次、4番目ではありますが、機器リース使用料の項目の中の「備品台帳」を削ると。これは、実を言いますと、リース契約は、1年間、リース物品を持ちますが、備品としては残らないと。必ずリース契約が終われば、その品物を下げていくのが常道ですから、備品台帳に載せる必要はないと。そういう捉え方でよろしいでしょうか。

参加委員： 異議なし。

村石委員： はい。

横野座長： 村石委員。

村石委員： コピー機は1年毎の契約じゃなくて、長い間契約しているんですけど。だから、備品台帳に載せておいてもいいんじゃないですかね。

横野委員： リースしているものを備品と判断するかどうかなんです。

高田委員： 期間じゃなくて、リースという考え方だから。

横野委員： そう、リースは、品物をいずれ返さなきゃいけない。

村石委員： 厳密に言うと、(会派の)持ち物ではないから。

横野座長： 返還だから、逆に言うと、備品台帳に載せる必要はないんじゃないかという、そういう捉え方をしてもらえれば。

高田委員： 経費は、リース機器使用料として出ているお金は、間違いなく政務活動費からでる。

村石委員： そういう考え方であれば、いいです。

横野座長： じゃあ、一応、こういう形でよろしく願いいたします。

次、5番目、タクシーのことについてであります。これについては、いろんな

意見があると思いますが、今現在、2キロメートルという距離的なもので、タクシーを運用指針は書いてあるわけなんです、このあたりはどうでしょうか。

村石委員： はい。

横野座長： 村石委員。

村石委員： 私は、この内容でいいと思います。実際あった話ですけど、第三者機関の公認会計士の方は、公共機関を使うか、タクシーを使うかは、そこに行った議員の判断で考えればいいということで、あまりにも決め決めに、何キロだとか、公共交通機関が有ったとか無かったとか、決め決めに決める必要はないのではないかという意見を聞いたりしています。ただ一方、運用指針でこういうことが書いてある以上は、事務局の指摘としてはこういう指摘があるということで、指摘されたことも事実なので、これはあくまで、そこへ行った議員が効率的に、説明責任が持てるように使えばいいという具合に思っていますので、このとおりでいいと思います。

横野座長： 江西委員。

江西委員： 私は昨年度もあり方検討会の委員なんですけれども、このタクシー代については、どちらかというと、そういうものは使わないという方向性の議論だったと思うんですね。なおかつ、日当の議論のときに、日当は出すか出さないかといったときに、当然視察に行ったときに、私たちもタクシーに乗ることというのは、私も今回、今までの視察の中でも自腹でのタクシーは何度もあります、というようなことで、そういったものをあてるというふうなニュアンスのことが昨年

議論されておったような気がします。ならば、「効率的」という表現を使うと、これは、せっかく今まで、いろんな決めてきた中で、バランスを見れば、そうなれば私も大変楽ですけれども、バランス的に見れば、効率的なことでタクシーを使えるというふうに、ここだけ安易に緩めるというのは、いかがなものかと思えます。

舎川委員： はい。

横野座長： 舎川委員。

舎川委員： 私も、今、江西委員がおっしゃられたように、「効率的」という文言にちょっと違和感があつて。実際、我々も視察に行つてですね、タクシーを使う一番の要因というのは、例えば、視察先の時間が、公共交通機関で降りた所と視察先までの時間が非常に少ないとか、そういうときには「効率的」という言葉よりは、どうしても使わなくてはいけないという場合も当然生じてきますので、ちょっと「効率的」という言葉をもう少し考えてみたらどうかと。先ほどの事務局からの例えも、例えば、荷物が重たいからとかいうことでタクシーを使うとか、そういったことは決してないと、我々は思うんですね。なので、「効率的」が妥当なのかどうなのかと。また市民の方から、これはおかしいんじゃないかという指摘も入ったりするかと思いますので。

横野座長： はい、橋本委員。

橋本委員： それを含めて、最終的に説明できるかどうかじゃないかなと思うんですよ。それなりの説明をしっかりと、市民の皆様方にご理解をいただける説明を出来

るかどうか、そういったことが。自分たちが効率的だと判断して、それを市民の方々も容認できるということが必要なんじゃないかなと思っています。「効率的」の中には、やはり金額ばかりの話じゃない。時間の効率だってある。そういったことで、ちょっと話が広がりますが、下のレンタカーの基準なんかと一緒に言いますけれど、例えばレンタカーを借りた場合、電車より500円高くなったと、1,000円高くなったと、だけど、2時間早くなるんだよと、そういう場合はやはり、効率的という言葉が当てはまるんじゃないかなと。その中で、しっかりと後日説明できる責任、それだけの責任を持てれば、良いんじゃないかなという思いがあるのですが。

横野座長： はい。泉委員。

泉委員： もう1点なのですが、これに限らずなんですが、2キロメートルという表記そのものが、半径2キロなのか、路線図2キロなのか、これがどうでも解釈できるので、これにこだわらず、こういうキロメートルというエリアを設定する場合には、路線図なのかエリアなのかを明記することを、加えることをご提案申し上げます。

横野座長： 今回、今、皆さんのご意見を聞いた上で、結果的に、説明責任は行った会派なり、議員にあるわけですから。そこで、「効率的」という言葉がいいのか、あるいは「合理的」という言葉がいいのか、逆に言うと、説明責任があるという解釈に立つと、この「効率的」という言葉が、もし不自然であれば、「合理的」という言葉に直させていただいてよろしいでしょうか。そういう形で、使ったときに説明の付く理由、今、橋本委員のおっしゃったようなケースもありうると思うし、今、舎川委員がおっしゃったように、確かに目的地に行く時間の制約の問題も有っ

て公共交通よりもタクシーがやむを得ないという判断もあると思いますので、その辺は、「合理的」という言葉がいいのか、「効率的」という言葉がいいのか、言葉だけの問題かなと思うのですが。あと、江西委員は、全くもって認めないということですね。

江西委員： はい。さらに補足しますと、せっかく去年、そういうふうに決めてまだ1年、まだ決めて途中、大変厳しくなっているところ、もし、これを認めるのであれば、やはりこれも経緯書をつけるべきだと思います。説明責任を、なぜタクシーに乗ったのかという経緯書を、やはり付けるべきであって、説明を求められたら説明を出来る状態ということであれば、やはりまだ市民の理解を得られないと思いますので、まず最初に説明をする義務があると思います。

横野座長： 今、江西委員から、経緯書を添付するという意見もありましたので、タクシーを利用する場合は、経緯書を添付するのでしょうか。

参加委員： はい。異議なし。

横野座長： 先ほどの、一番最初と同じく、後日、経緯書を添付するという文言に改めたいと思います。よろしいですか。

舎川委員： すみません。

横野座長： 舎川委員。

舎川委員： 当初からタクシーの利用というふうには、例えば、10時から視察があるが、JR

から9時半ぐらいに降りて、そこに公共交通機関が無いとして、最初から計画としてタクシーが入っていた場合、これは経緯書はいらないということでもいいですか。

横野座長： それは、計画でそうなら。

舎川委員： それはいいと。その確認を。

横野座長： それは計画の段階で、事前審査をしたときに、なんでタクシーですかと会計士さんも聞かれますから、その時に説明をする責任がありますから、それはそれでよいと、私は思います。

村石委員： そのとおりだと思います。

横野座長： それでは、5番目はそういう形で、よろしく願いいたします。

次、6番目、ここがちょっと一つ問題で、クレジットカードの問題であります。現在、カード決済で支出している会派もあると思うんです。実際、私は、全部の会派の支出を見ていませんので、自民党の会派だけは私は見ていますけれども、他の会派は見ていないので、現在、カード決済を使っているかどうかは何とも言えないのですが、このカード決済について認めないという趣旨を現状は入れたほうがいいんじゃないかというのが、自民党会派から出た意見なんです。これについて、会派のほうから発言を。

泉委員： 私から。

横野座長： 泉委員。

泉委員： 私の方から2点ほど。まず、クレジットカードを使うということそのものが、クレジットカードの性質として、ポイントが加算されるということなんですね。つまりは、税金を使って乗り物なり何なりの支払いを、例えばカードを使ったほうが安いという案件があるとは思いますが、それによってポイントが加算されるということは、税金をもって私腹を肥やすと言ったら、ちょっと言葉が、語弊がありますが、そういうことになるので、まずは、カード決済はやめた方がいいんじゃないかということが1点。

それと、もう1点が、例えばですが、東京・富山の新幹線に乗った場合、カード払いというものがあるらしいのですが、50歳以上の方は旅割といったシステムでもっと安くなると。つまりは、同じ電車に5人なり10人なり乗った中で、3つの旅費の違いが発生します。この説明を、また経緯書なり何なりで説明すると大変です。ですから、1つの手法としては、本当の定価ですよ、JRの定価をもってして、同じところに行くのにそういう差異が生じないということのためにも、カード決済をやめるべきだというのが、概ねの方針です。以上です。

横野座長： 他のご意見、何かありますか。

橋本委員： 座長、いいですか。

横野座長： はい。橋本議員。

橋本委員： やはり、難しいところだと思います。少しでも支出を少なくすると、税金を少

なく使うと、少なく使うというのは変な表現ですけれども、そういった面を考えると、クレジットカードというものも必要かなという気はします。ただ、やはりポイントがどうしても自分のものになってしまう、ポイントを絶対使わないということは、なかなか難しいことですので、明確にするなら、クレジットカードを使わないといった事は賛成でございます。ただ、この指針の改善は今からですか、遡ってではないことを確認させていただければ。

横野座長： 今、話し合いをしている中身の変更については、大まかに、すぐに施行するものと4月以降に施行したいと思っています。今現在の表記では、カード決済は認めないと書いていないので、今後、4月以降はカード決済をやめましょうという思いで、今、正式に決めたほうがいいんじゃないかという思いなので。

橋本委員： わかりました。

横野座長： はい、村石委員。

村石委員： 私から言うと、結論的に言うと、これは継続して議論したほうがいいと思っています。会派によっては、このクレジットカードを使って、第三者機関の審査を通過していると、事後審査も通過しているという実態を一つ見るということがあります。それと、ただ、問題点が無いかといえば、基本的には、領収書は会派名と個人名を書いた領収書の原本を付けなければいけないということになっている、そういうことがしっかり守られているのかどうかということもあるし、そういう意味では、各会派が市に提出しますよね、各会派が提出すれば、インターネットで全ての会派、全ての議員の事前審査・事後審査が分かるわけですから、そういうものをまた勉強した上で、これでいいかどうかということを検討

したらいいと思うので、ぜひ、継続審査のほうがいいと思います。

横野座長： 今、カード決済で、実際の決裁が下りたかどうかについては、私は、申し訳ないけれども、自民党会派は一切使っていませんけれども、他の会派で使っている会派はあるかもしれません。一番、今、村石委員がおっしゃったように、領収書には会派名及び個人名の記載なんですね。個人のカードを使うと、会派名は出てこないんですよ。個人のカードの領収書は、個人の銀行口座から落ちたものの写しが出るわけですから、そこには会派名は出ないわけなんですね。そこに、逆に言えば、今までの領収書のあり方の違いがあるから、カード決済は、今の現段階では使ってはならないというのが、私の見解なのです。つまり、例えば、会派としてカードを持つことが可能かどうかということも含めて、そういったことも含めていくと、それは理屈には合わない、私は思うんです。

高田委員： 継続というよりも、やはり、今、しっかり決めてやっていったほうが。どうなんですかね、指針とすれば。指針として一つの方向性を出していくわけですから。このあとの第三者の継続のこともありますが、私は、しっかりと、カード決済は、クレジットカードは認めないとなれば、しっかり決めるべきだと思いますけれども。継続でなくて。

横野座長： はい、泉委員。

泉委員： 何度も同じことになりますが、例えばの話ですが、大手企業さんの重役さんの場合、飛行機を使った場合に、海外出張とか多くなった場合、すごい旅費の場合は、基本的には東京・ニューヨーク間くらいはマイルージのポイントだけで

行けるという、そういったことも発生します。そういったことが発生した後にやめましょうというのでは、もう予測が出来ているわけですから、先送りせずにこの場で決めたほうがいいと、私は思います。

横野座長： はい、舎川委員。

舎川委員： 現在、市の職員の方々もクレジットカード決済というのは、当然公金利用については、していないじゃないですかね。出納課を通してということだと思いますし。ですよ。

横野座長： 確認します。

庶務課長： 支出に関しては、当然クレジットカードというのは使っておりません。歳入、受ける方については、納税者の利便性とかも加味されて、コンビニ支払いとかクレジットカード払いとかを進めておりますけれども、公金を支出することについては、基本的には厳しくて、債権者のためにしか出来ないということで。まず大前提として、立替払いというものが認められておりません、公会計上は。クレジットカードの入る余地は無いです。

村石委員： 職員の出張旅費は。

庶務課長： 出張旅費につきましても、先に概算でいただいて、清算するという形をとっておりますので。要は、カード払いというのは、立替払いではないですか、議員さん方の場合は。公金を支出することに関して、立替払いは禁止されておりますので、クレジットカード払いはしておりません。

舎川議員： そういったことも踏まえて、個人それぞれ、議員それぞれの、先ほど泉委員のおっしゃった年齢とかポイントのこととか。それぞれの個人のカードじゃないですかね、会派が作れるわけは無いですから。個人のカードを利用して、個人の経済的付加価値というか、それが決済に転嫁されるというのは、やはり、ちょっと公金を使うときには難しいのではないかとということで、市民の方に説明、見やすくするには、やはり現金と。カード決済はしないというのが、ベストじゃないかと思います。

横野座長： はい、島委員。

島委員： 今、今日のこの時点では、やはり、クレジットカードの決済は認めないということが妥当かなと思うのですが。皆さんも十分お分かりだと思うのですが、クレジットカードを使うことによって同じ旅行代金がお安くなると、安いのが分かっているのに、それを使わず、あえて正規の料金で行くということについては、やはり市民からいただいた税金を使うという観点からすると、ずっとそれでいくというのは、どうかなと。このあときっと世の中が流れていって、もっと便利で、きちっと公平性が保てるようなシステムが出てくるような気がしますので、今ここはこれでいいと思うのですが、将来的に、その都度、見直していくということを入れたほうがいいのかと思います。

横野座長： はい。そうしたら、今の段階では、クレジットカードの決済を認めないという形を明記させていただくということで、よろしいですか。

参加委員： 異議なし。

横野座長： 今、島委員がおっしゃったように、情勢の流れでポイントの付かない、議員がそういうふうに見えるカードが現れて、料金が下がるようなカードが出てきた段階で、またカード決済を考えましょうということによろしいですか。そういうふうにとったのですが、よろしいですか。

参加委員： 異議なし。

横野座長： 6番目は、クレジットカード決済を認めないということで、これは30年度の4月以降にということで、ご理解いただきたい。

では、次、記載事項の修正については、今、事務局から説明があったことで、1番目から4番目まで、特にご意見はございますか。

参加委員： 異議なし。

横野座長： なければ、軽微な変更という捉え方で、よろしく願いいたします。それでよろしいですか。

参加委員： 異議なし。

横野座長： では、今まで、今、説明のありましたとおり、この運用指針を施行するにあたっては、直ちに施行するものと4月以降に施行するものがあると解釈していただいて、この方向でいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

今、この決めたことについては、あり方検討会から議長に対して提言して、改めて各派代表者会議での決定をもって施行するということしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。私、今、早とちりしました。大変失礼いた

しました。私にその権限はなかったです。ごめんなさい。

一応、そういうことで、代表者会議で最終決定するということで、よろしく願います。

それでは、次に協議したいのは、次年度の第三者機関についての協議ということでもあります。まず、設置についてですが、運用指針に基づき、次年度も第三者機関を各会派で共同設置することになりますが、現在の契約期間が満了する3月末時点では、平成29年度の政務活動費の全体審査が未了となる状況にあることから、引き続き、現行の第三者機関にお願いすることとしたいと思います。いかがでしょうか。

参加委員： 異議なし。

横野座長： よろしいですか。

金井委員： あの、第三者機関の件で、でしょうか。

横野座長： はい。

金井委員： 1点だけ。費用負担が、全会派にあります。先ほど、費用負担は全会派でやって、全会派で意見を共通するというので、委員会議員として、全会派が認めた上での話を、一度、場を持っていただきたいと思うのですが。皆さんの意見はどうでしょうか。

横野座長： これは、今、あり方検討会ですから、今、今日決めたことを代表者会議にかけますから、そこで決定して、最終決定となります。今、あり方検討会とすると、

第三者機関に引き続きお願いしたらどうかということを提案しているので。代表者会議で決定するから、今ここでは、その方向を提案するだけなので。趣旨は分かりましたから、それは伝えます。ということはどういうことかと言いますと、3月31日で出納閉鎖なんですけど、その支出と最後の通帳の確認は、今、火曜日に第三者機関にチェックしてもらっていますので、4月に入って、第1週、第2週、あるいは第3週に公認会計士さんに見てもらわないといけないものですから、この契約を継続していかないと、その後の3月31日に締め切った後の第三者機関の審査がなくなることになるものですから、それを思うと、逆に言えば、第三者機関と引き続き契約を持っていかないといけないと思います。ただ、第三者機関をどこにお願いするかという話は、これまた別問題ですけど、今現在の第三者機関に対して30年度も引き続き、あり方検討会としては、その方向でいきたいと思いますが、その辺どうでしょうか。よろしいでしょうか。

参加委員： 異議なし。

島委員： 座長。

横野座長： はい、島委員。

島委員： 30年度も引き継ぐということは、今年度の業務内容をそのまま丸々改善せずに引き継ぐということでしょうか。

横野座長： 改善という意味では改善なんだけど、例えば、今、去年は7月から3月31日の契約をしました、公認会計士さんと。今度は、4月から来年の3月までの12ヶ月契約になります。金額が増えるんじゃないかとか、減るんじゃないかとか、

ちょっといろいろありますが、とりあえず、申し訳ないけれど、会計士さんとちょっと相談して、結果的に今やってきたことで、時間的なもので、例えば、今、2時間半程度見えていますけれども、それが1時間とか、1時間半で終わるようであれば、当然単価も下がりますから、このあたりもちょっと会計士さんとの協議が必要だと思います。それは、公認会計士さんの北陸会を通して、いろいろお願いしておりますので、改めて30年度も継続するとなれば、改めてもう1回、会計士協会のほうにお願いした上で、最終的に、今やっている方々と再度、となるのかどうかも含めて、また検討していきたいと思いますが。そういった方向を今検討すればどうかと思うんですが、どうでしょうか。

島委員： このあとから、そういうことについて検討されるということですね。

横野座長： 会計士さんに対しては、そういう形でお願いして行って、来年度の契約のことも相談したいと思っています。最終的にその方向で行くと、ここで決定してもらわないと、今度、代表者会議で最終決定をいただかないと、次、話し合いが持てませんので。そういう方向を、今。当然、構成員も変わるかもしれませんが、そのあたりは、今の段階では、ちょっと、私は何とも言えないので。当然、相手があることですから、そのあたりは、今やっていただいている会計士さん達にご意見を聞きながらまた進めると言う方向としたいというふうに思っています。

泉委員： 座長。

横野座長： はい、泉委員。

泉委員： この第三者機関を使った政務活動費の開示というのは、インターネット開示

ですけれど、それはいつ頃からなるんですか。

庶務課長： 今年度の開示ですか。

泉委員： この第三者機関を使用した政務活動費の使い道を一般市民の方々に公表するのはいつからですか。

庶務課長： 4月30日までに29年度の収支報告書を出していただきますので、その30日後に収支報告書の閲覧が始まります。そのまた30日後に、証拠書類の公開ということになりますので、多分、7月1日くらいになると思います。土日の関係で、ちょっとずれてきますが。

泉委員： 座長、もう一つ。

横野座長： はい。

泉委員： その件なのですが、継続するという意味も込めてなのですが、7月の開示を待って、市民の皆さんからもご意見をいただいた上で、今後どうするかという検討会を、また開いたほうが良いんじゃないかと思うので、また検討をしてみてください。

村石委員： 座長。

横野座長： はい。

村石委員： 泉委員と同じようなことを言います。要するに、市民に収支報告書とか領収書とかを開示された後、やはり、もう1回、このあり方検討会を開いて、今後どうすべきかということを考える必要があります。とりわけ、昨年の2月に今後の検討課題ということで、完全後払い制とか、第三者機関の設置についてとか、それから、第三者機関に市民の代表を入れるとか、いろんな継続課題があったと思います。ただし、一方で、今の決めたことを運用した後、そういうことは検討しましょうという文言もあるので、そういう意味から、1年間やったことがまとまって、自分の会派だけではなくて他の会派のことも分かるわけなので、そういうことも含めて検討する機会を持っていただきたいということです。要望です。

横野座長： はい。あの、今、方向性からいくと、一応、共同設置する方向であり方検討会とすればいきたいと思うのですが、よろしいですか。

参加委員： 異議なし。

横野座長： 最終的に、委託業務内容、費用については、改めてまた、代表者会議で結論が出次第、次のステップを踏むという形で行きたいと思います。当然、そうなれば、もし、契約を結ぶとなれば、一番早い段階で、4月ぐらいにあり方検討会を開いて、各派代表者会議で報告していくべきか、あるいは検討会を開いて、第三者機関の継続をやるかどうかということの話し合いですね、共同設置で第三者機関がOKと出た場合は、逆に、4月に契約を結ばなきゃ、4月1日で契約を結ばないと前年度のチェックが入りませんので、そのことも踏まえていくと、4月1日以降になりますけど、そういうことを、あるいは、3月中にやりますか。

村石委員： 契約書は3月中に交わして問題ないと思うのですけど。

横野座長： よろしいですか。

参加委員： 異議なし。

横野座長： では、3月中にまた検討会を開いていきますか、あるいは、まかせていただければ、そのまま代表者会議にかけて進めていくという方向でよろしいですか。

村石委員： 各派代表者会議に諮るべきだと思います。各派代表者が連名で契約をやっているわけなので。

横野座長： はい。では、そういう形で、あり方検討会ではなくて、各派代表者会議に。

庶務課長： 契約の意思決定なりは、3月中でよろしいのですが、30年度の政務活動費の交付のことでありますので、契約は4月1日で。

参加委員： もちろん。契約の発効する日でしょう。わかります。

横野座長： では、一応、そういう形で進めさせていただきたいと思いますので、よろしいでしょうか。

参加委員： はい。異議なし。

横野座長： では、本日の協議事項は、これで全て終了したことになります。最後に、今後の日程であります。本日の協議結果につきましては、私のほうで議長に報告した後、次回開催の各派代表者会議に諮りたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

江西委員： 座長、すみません。これで終了になってしまうと、ちょっと私も困るんですが。

横野座長： はい。

江西委員： すみません。ちょっと私も、想像以上に速い展開で進んでしまったものから。金井さんじゃないですけど、私も提案した内容が、これ消えているところがあるんですけども。最初のテーマに戻るんですが、これは、このまま閉会の、座長、おつもりですか。

横野座長： はい。提案されたことについては、申し訳ないけれど、ちょっと即答できないというか、この場で決定するには非常にちょっと難しいという提案だったので、ちょっと時間をおいて協議したいと思います。

江西委員： そうですか。

横野座長： そういうふうに理解してください。

村石委員： 職権でしぼられた。

横野座長： 要するに、座長と副座長とで協議して、皆さんからのを全部チェックした上で、その中で、今回どれを協議するかを出したので、確かにおっしゃることは分かるのだけど、それは今ここで議論してもなかなか煮詰まらないので、今回は、このことだけを修正させていただいてということ、座長、副座長に一任願いますという言い方をしたと思いますので、そういうことでよろしく願いいたします。

江西委員： わかりました。

横野座長： 本日はこの程度にとどめたいと思います。本日はこれをもって、政務活動費のあり方検討会を閉会いたします。どうもご苦労様でした。